OC第　93　号
令和6年7月9日

陸上自衛隊木更津駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

1　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2　本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3　件名リスト

一連番号	件 名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	ＬＥＤバルーン投光機借上	陸上自衛隊木更津駐屯地	令和６年８月５日～令和６年８月７日	令和6年7月9日	令和6年7月17日 10時	令和6年7月17日 10時		
2	７４０号建物親時計交換役務	陸上自衛隊木更津駐屯地	令和６年９月３０日	令和6年7月9日	令和6年7月17日 10時	令和6年7月17日 10時		
	以下余白							

4　仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、見積合わせに関する問合せ先及び提出先

〒２９２－８５１１

住所　千葉県木更津市吾妻地先

契約機関名　陸上自衛隊　木更津駐屯地　第３１６会計隊木更津派遣隊　　担当　谷山

電話番号　０４３８－２３－３４１１（内線３５１）（FAX内線３５７）

※FAXを送信する際、一度駐屯地へ電話し、受信は音声通話からのFAX切り替えもしくは電話で一報した後のFAX待ち受けとなります

5　仕様書の中身についての問合せ先

一連番号１　：　第１ヘリコプター団広報班　担当　福田（内線　２４７）

一連番号２　：　木更津駐屯地業務隊管理科　担当　吉岡（内線　３１３）

仕様書

1　件名
ＬＥＤバルーン投光機借上

2　場所
千葉県木更津市吾妻地先　　陸上自衛隊木更津駐屯地

3　適用範囲
本仕様書は、木更津駐屯地において使用するＬＥＤバルーン投光機借上について適用する。

4　使用用途
盆踊り作業等

5　借上期間
令和６年８月５日（月）～同年８月７日（水）
※　日時は官側が指定する日付とする。

6　借上器材
ＬＥＤバルーン投光機（呼称３００Ｗ　１００Ｖ）　２台

7　借上に係る用件
（１）　器材の回送（返納）は、請負者の負担とする。
（２）　器材搬入時には、官側に規格等の確認を受け、リース伝票を引き渡すものとする。
（３）　器材の搬入予定及び返納予定

	予　定　日　時	場　所
搬入	８月５日（月）　０８３０まで ※　変更日時は官側が指定する日付とする。	官側の 指示する場所
返納	８月７日（水）　１７００以降 ※　変更日時は官側が指定する日付とする。	

件　名	ＬＥＤバルーン投光機借上		
図面名称	仕様書		
縮　尺	―	図面番号	１／１
第１ヘリコプター団１科	作成年月日	６年　６月　２６日	

仕様書番号：第　36　号
作成年月：　6. 7. 2

仕　　様　　書

図面番号	図面名称
1／4	仕様書(1)
2／4	仕様書(2)
3／4	位置図・案内図・配置図
4／4	平面図

役務件名		740号建物親時計交換役務						
業務隊長	管理科長	営繕班長	基地対環保	企画主任	施設管理	工事企画係		作成者

仕　　様　　書

1　件名
　７４０号建物親時計交換役務

2　実施場所
　千葉県木更津市吾妻地先　陸上自衛隊木更津駐屯地内
　７４０号建物

3　実施概要
　親時計交換

4　一般事項

(1)　本仕様書は、「７４０号建物親時計交換役務」について必要な事項を規定する。

(2)　本役務は、本仕様書、図面、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

(3)　本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、官側と協議する。

(4)　現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施する。ただし、原則として請負金額の増減、納期の延長はしないものする。

(5)　本役務により発生した発生材のうち、監督官が指示するものについては、指示された場所に搬入・集積し、調書と共に官側へ引き継ぐものとする。

(6)　使用材料は、各種公共工事標準仕様書に示す規格に適合したもの及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場に搬入後、官側の検査を受け合格したものを使用する。

(7)　請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本役務の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお、役務災害等は請負業者が自らその責を負うものとする。

(8)　設計図書に示された機能及び目的を完全に満たし、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負業者の責任において実施すること。また、作業中在来部分等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において復旧を実施するほか、それに伴う損害を補償しなければならない。

(9)　仮設材料以外の材料はすべて新品とし、ＪＩＳ規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、官側と協議する。

(10)　作業写真は着手前、着手後、隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な役務段階の実施状況、その他官側の指示により計測等を実施した箇所を撮影すること。また、役務完了後はすみやかに原版と共に整理し提出する。

(11)　本役務の実施日は、土曜日、日曜日及び祝日は原則作業不能日とするが、官側の指示による。

(12)　色の選定は官側の指示による。

(13)　作業に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。

(14)　本役務において、役務受注者が役務従事者との下請負契約を実施する場合は、着手後速やかに施工体制台帳を提示し、官側の確認を得ること。また、官側より是正を求められた場合は速やかに是正し、再提示すること。なお、外国人建設就労者を作業に従事させる場合は官側より指示された書類を提出の上、官側からの許可を得た後作業に従事させること。

件　　名	７４０号建物親時計交換役務		
図面名称	仕様書（１）		
縮　　尺	－	図面番号	１／４
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和６年７月　２日	

5　特記事項

(1)　本役務で実施する内容は以下のとおりとする。

ア　親時計撤去・新設　　１台

撤去：　CITIZEN社製　KM-40T

新設：　CITIZEN社製　KM-73U-1P　同等以上

イ　電源配線・通信配線の一時取り外し・再接続

ウ　始動調整・時刻調整

エ　その他メーカーが必要とする点検

(2)　交換に必要な消耗品、雑材料、資器材等は受注者の負担とすること。

(3)　既存部分を汚損しないよう必要に応じて養生をすること。また、完了後は、当該部分の清掃を実施した後に完了検査を受けること。

(4)　交換後、試運転を実施し、異常の有無を官側に報告すること。また、異常が確認された際は、原因の追究を実施し、修理にかかる見積と報告書を書面にて提出すること。

(5)　現地作業は令和６年８月３０日（金）までに完成させること。

件　　名	７４０号建物親時計交換役務		
図面名称	仕様書（２）		
縮　　尺	―	図面番号	２／４
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和６年７月　２日	

位置図

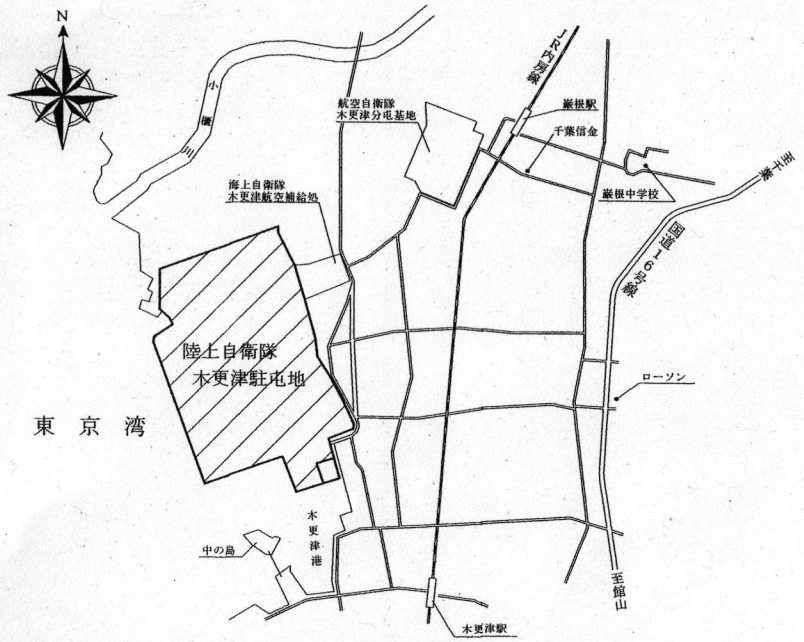

案内図 S=1/N

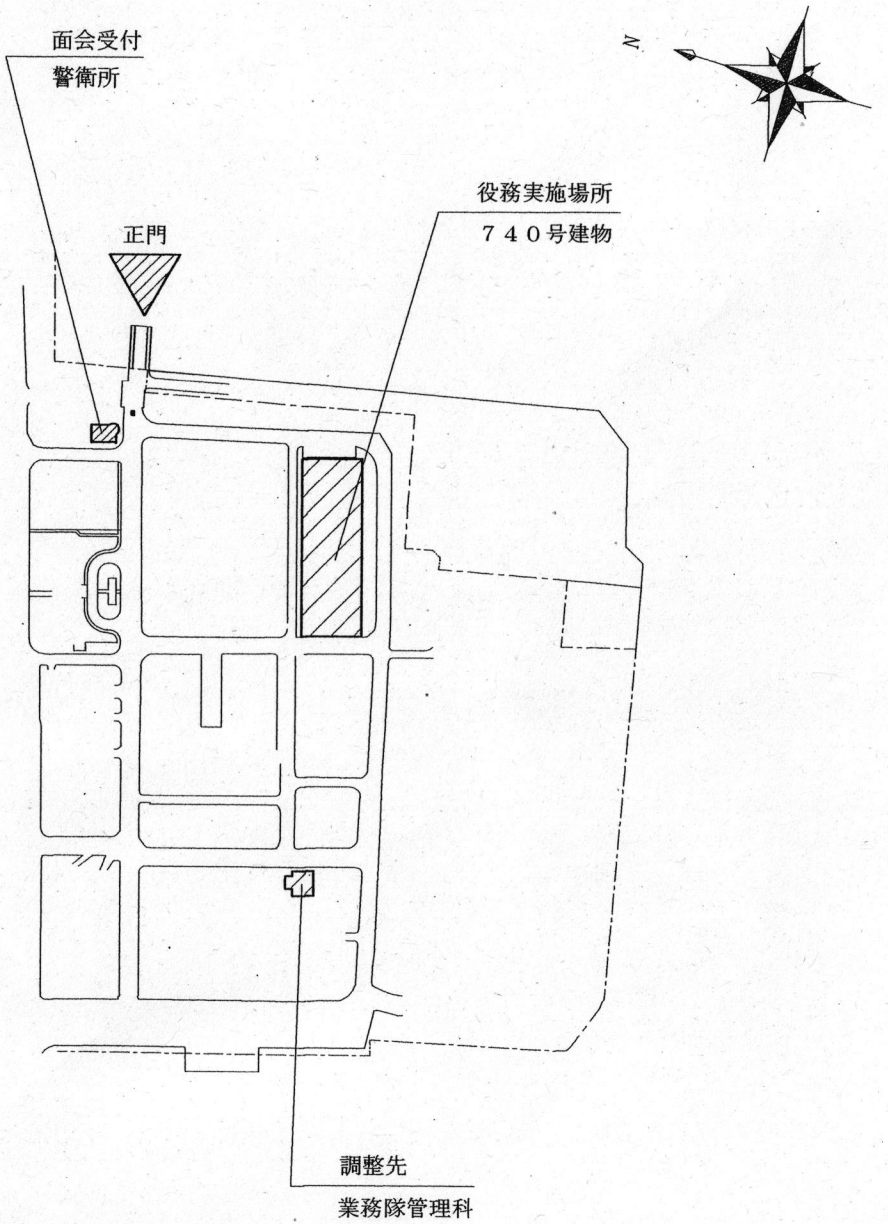

配置図 S=1/N

役務名	７４０号建物親時計交換役務		
図面名称	位置図・案内図・配置図		
縮尺	図示のとおり	図面番号	３／４
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和６年７月２日	

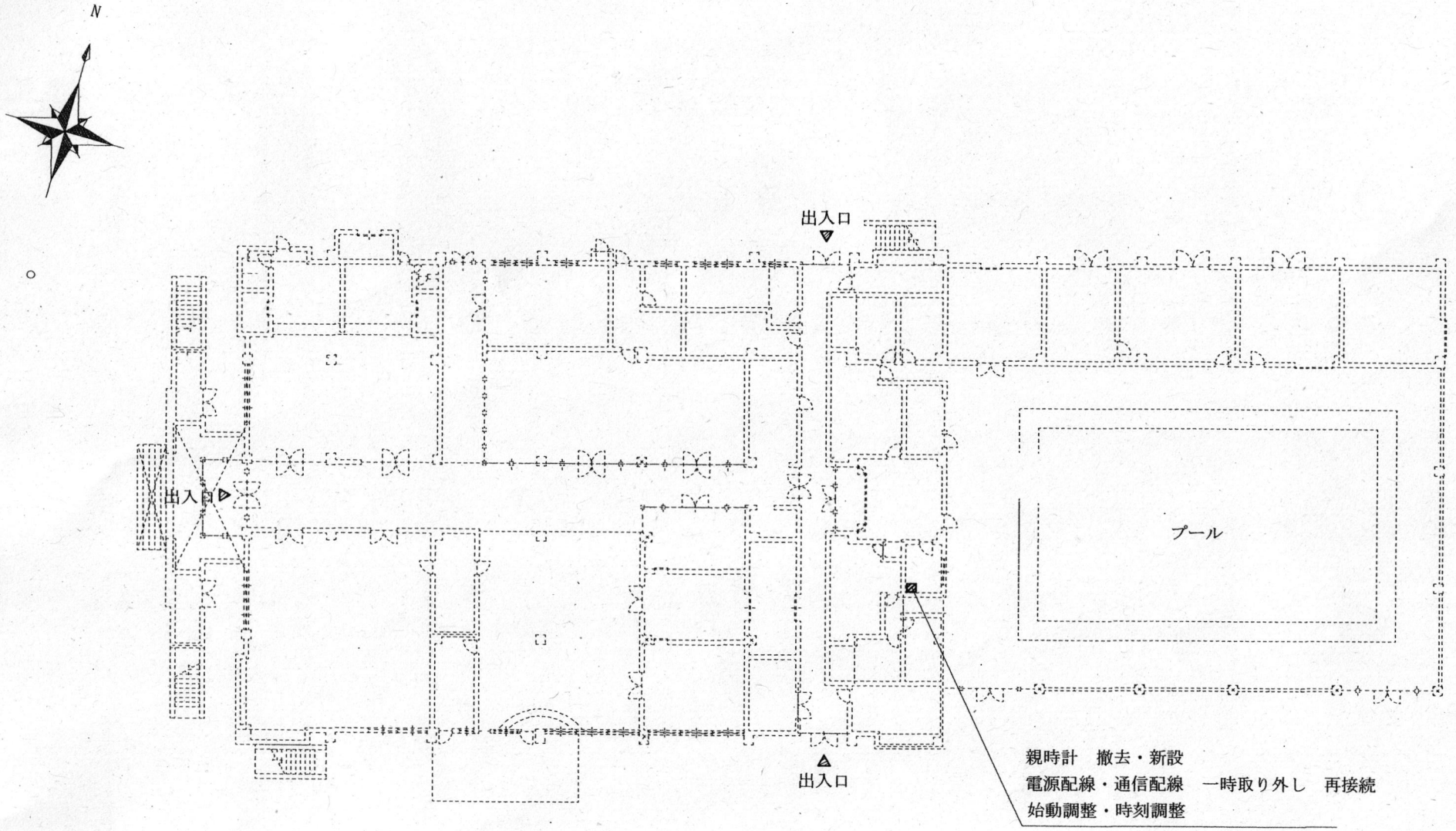

７４０号建物　１Ｆ　Ｓ＝1/４００

役務名	７４０号建物親時計交換役務		
図面名称	平面図		
縮　尺	図示のとおり	図面番号	４／４
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和６年7月　2日	